

「川辺町個人情報保護法施行条例（素案）」のパブリックコメント意見結果について

川辺町個人情報保護法施行条例の制定に向け意見の募集を行いました。結果は以下のとおりです。ご意見をいただいた皆様、誠にありがとうございました。

1. 意見募集期間 令和4年9月30日（金）～令和4年10月28日（金）
2. ご意見の提出状況 意見提出者数 1名（3件）

提出されたご意見と町の考え方は以下のとおりです。

No.	ご意見	対応（町の考え方）
1	<p>第4条 「法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示と する必要があるもの」とありますが、 個人情報の保護に関する法律第78条 には1項しかありません。第2項とはな にを指すのでしょうか。</p>	<p>個人情報保護に関する法律第78条 第2項は、令和5年4月1日施行分にて 規定される部分になります。規定内容は 下記のとおりです。</p> <p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行 政法人についての前項の規定の適用につ いては、同項中「掲げる情報（）」とある のは、「掲げる情報（情報公開条例の規 定により開示することとされている情報 として条例で定めるものを除く。）又は 行政機関情報公開法第5条に規定する不 開示情報に準ずる情報であって情報公開 条例において開示しないこととされてい るもののうち当該情報公開条例との整合 性を確保するために不開示とする必要が あるものとして条例で定めるもの（）」と する。</p>
2	<p>第5条第2項 「地方公共団体等」が定義づけされ ておりませんが、「等」にはなにが入 るのか定義が必要ではないでしょう か。</p>	<p>まず、川辺町個人情報法施行条例(素 案)第2条第1項において、以下のとお り規定しており、用語の定義について は、個人情報の保護に関する法律のお りとなります。</p> <p>「この条例において使用する用語は、法 において使用する用語の例による。」</p> <p>その上で、改正後の個人情報の保護に 関する法律（令和5年4月1日施行）第 60条の規定において、以下のとおり 「地方公共団体等行政文書」の定義があ りますので、川辺町個人情報保護法施行 条例における「地方公共団体等行政文</p>

		<p>書」は、改正法の定義どおり（下記）の意味となります。</p> <p>（略）地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（略）</p>
3	<p>遺漏はないと思いますが、川辺町個人情報保護条例施行規則と川辺町個人情報保護審査会規則についても改廃の必要があると思います。</p>	<p>今回の制度改正では「川辺町個人情報保護法施行条例」の制定のほか、多くの例規について改廃が必要となりますので、遺漏のないよう進めて参ります。</p> <p>ご指摘のあった例規については「川辺町個人情報保護条例施行規則」を廃止し「川辺町個人情報保護法施行細則」を制定。旧「川辺町個人情報保護審査会規則」を廃止し、新「川辺町個人情報保護審査会規則」を制定する予定でございます。</p>